

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	インテグラル株式会社			コード	5842		
提出日	2025/3/4		異動（予定）日	2025/3/24			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	竹内 弘高	社外取締役	○													○	有
2	富田 勝	社外取締役	○													○	有
3	櫛田 正昭	社外取締役	○													○	有
4	三橋 優隆	社外取締役	○													○	有
5	菊地 伸	社外取締役	○												○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	いずれにも該当なし	竹内弘氏は、大学教授や大手企業の社外取締役等の経験を通じた、企業経営やコーポレート・ガバナンスに関する幅広い見識を有しており、当社経営に当該見識を反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で提言をいただくため、選任いたしました。社外取締役の立場から、取締役会においても当社の運営や投資に関する意思決定などについて積極的に意見を述べております。 同氏は、当社の株式を保有しており、またPEファンドのビジネスモデルの理解のため当社が運営するファンドへ役職員出資を行っておりますが、保有割合及び出資割合は僅少であり、当社との間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、引き続き当社独立役員として指定しております。
2	いずれにも該当なし	富田勝氏は、先端生命科学等の領域で専門的な知見を有すると共に、自ら会社を創業する等ビジネスの観点でも豊富な経験を有しており、当該知見や経験を活かして、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で提言をいただくため、選任いたしました。 同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、引き続き当社独立役員として指定しております。
3	いずれにも該当なし	櫛田正昭氏は、金融機関にて長年勤務した経験や大手企業にて監査役を務めた経験を有し、財務、コーポレート・ガバナンスの領域におけるその経験と高い見識を当社の監査に活かしていただけると判断したため、選任いたしました。常勤の監査等委員として当社の取締役会、経営会議、投資委員会を含む重要会議体には原則すべて出席し、当社の事業運営の全体像を把握した上で、社外取締役の立場から必要な意見を述べおり、当社のコーポレート・ガバナンス体制の運用に貢献しております。 同氏は、当社の株式を保有しており、またPEファンドのビジネスモデルの理解のため当社が運営するファンドへ役職員出資を行っておりますが、保有割合及び出資割合は僅少であり、また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、引き続き当社独立役員として指定しております。
4	いずれにも該当なし	三橋優隆氏は、公認会計士としての高い見識や、複数の大手企業の社外役員などの豊富な経験を、当社における監査に活かしていただけると判断したため、選任いたしました。これまで監査等委員として、専門領域である会計・ESG/サステナビリティの観点から取締役会や監査等委員会などで積極的に意見を述べております。 同氏は、当社の株式及び新株予約権を保有しており、またPEファンドのビジネスモデルの理解のために当社が運営するファンドへ役職員出資を行っておりますが、保有割合及び出資割合は僅少であり、また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、引き続き当社独立役員として指定しております。

5	<p>当社は、菊地伸氏がパートナーを務める外苑法律事務所に対し、法律に関するアドバイスを受領したことの対価として弁護士報酬を支払っておりますが、同法律事務所への報酬費用は、年間1,000万円未満であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しています。</p>	<p>菊地伸氏は、弁護士としての法律・コーポレートガバナンス領域における高い見識や、複数の大手企業の社外役員などの豊富な経験を有しており、当該見識や経験を当社における監査に活かしていく判断したため、選任いたしました。</p> <p>同氏と当社間においては、左記以外には、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、当社独立役員として指定しております。</p>
---	---	---

4. 補足説明

当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するため、社外役員の独立性の基準を定め、社外役員が当社にとって十分な独立性を有するかどうかを確認しております。

独立性の基準として、以下の事項に該当しないことと定めております。

1. 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」）の業務執行者（※1）又は過去10年において業務執行者であった者
 2. 当社グループを主要な取引先とする者（※2）（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）
 3. 当社グループの主要な取引先である者（※3）（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）
 4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 6. 当社グループの主要株主（※5）（当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者）
 7. 当社グループが主要株主である法人の業務執行者
 8. 社外役員の相互就任の関係（※6）にある他の会社の業務執行者
 9. 当社グループから多額の寄附（※7）を受けている者（当該寄附を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の業務執行者）
 10. 上記第1項から第9項までのいずれかに該当する者（第1項を除き、重要な者（※8）に限る。）の近親者（※9）
 11. 過去10年間において、上記第2項から第10項までのいずれかに該当していた者
 12. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される特段の事由が認められる者
- ※1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含むが、監査役は含まれない。
- ※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における取引額が、当該事業年度における当該取引先グループの連結売上高の2%以上の者をいう。
- ※3 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における取引額が、当該事業年度における当社の連結収益の2%以上の者をいう。
- ※4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%以上の金銭その他の財産上の利益をいう。）。
- ※5 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者又は保有する法人をいう。
- ※6 社外役員の相互就任の関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
- ※7 多額の寄附とは、直近事業年度における、年間1,000万円以上の寄附をいう。
- ※8 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の業務執行者並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、弁護士法人又は法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員及び理事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
- ※9 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。